

財 理 第 9 6 9 号
平成 19 年 3 月 14 日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 丹 呉 泰 健

財政融資資金地方資金貸付先の財務状況把握実施要領の
一部改正について

標記のことについて、「財政融資資金地方資金貸付先の財務状況把握実施要領」（平成 17 年 9 月 22 日付財理第 3 1 1 1 号、以下「実施要領」という。）を別紙のとおり改正したので、下記事項に留意のうえ遺漏のないよう取扱われたい。

記

改正後の実施要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

(別紙)

財政融資資金地方資金貸付先の財務状況把握実施要領(平成17年9月22日付財理第3111号)の一部を次のように改正する。

第4 把握方法 3号を削除する。

財政融資資金地方資金貸付先の財務状況把握実施要領

第1 通則

財務局長及び財務事務所長は、別に定めがあるもののほか、本要領の定めるところにより、地方公共団体の財務状況把握を行うものとする。

第2 定義

本要領において次に掲げる用語の定義は、以下のとおり定めるところによる。

地方公共団体 地方自治法第1条の3第2項に掲げる普通地方公共団体及び同条第3項に掲げる特別地方公共団体のうち特別区をいう。

第3 対象

財務状況把握は、全ての地方公共団体を対象として行うものとする。

第4 把握方法

1. 財務状況把握は、総務省が作成する地方財政状況調査表を用いて行うことを基本とする。
2. 財務状況把握を行うにあたり、必要に応じて地方公共団体に対するヒアリングを行うものとする。

第5 雑則

1. 地方公共団体が沖縄総合事務局の管轄区域内にある場合においては、本要領の適用にあたって、「財務局長」を「沖縄総合事務局長」、「財務局」を「沖縄総合事務局」とそれぞれ読み替える。
2. 地方公共団体が北海道財務局小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、本要領の適用にあたって、「財務事務所長」を「小樽出張所長又は北見出張所長」、「財務事務所」を「小樽出張所又は北見出張所」とそれぞれ読み替えるものとする。
3. 地方公共団体が福岡財務支局の管轄区域内にある場合においては、本要領の適用にあたって、「財務局長」を「福岡財務支局長」、「財務局」を「福岡財務支局」とそれぞれ読み替えるものとする。